

1. 早稲田大学学則（抜粋）

第1章 総則

第1条 本大学は学問の独立を全うし真理の探究と学理の応用に努め、深く専門の学芸を教授し、その普及を図るとともに、個性ゆたかにして教養高く、国家および社会の形成者として有能な人材を育成し、もって文化の創造発展と人類の福祉に貢献することを目的とする。

第5条 本大学の修業年限は、4年とする。ただし、在学年数は、8年を超えることができない。

第6章 入学・休学・退学・転学・懲戒

第26条 入学時期は、毎学年または毎学期の始めとする。

第32条 保護者等は、父母または独立の生計を営む者で確実に保護者等としての責務を果し得る者でなければならない。保護者等として不適当と認めたときは、その変更を命ずることができる。

第33条 保護者等は、保証する学生の在学中、その一身に関する事項について一切の責任に任じなければならない。

第34条 保護者等が死亡し、またはその他の事由でその責務を尽し得ない場合には新たに保護者等を選定して届けでなければならない。

第35条 保護者等が住所を変更した場合には、直ちにその旨を届けでなければならない。

第36条 病気その他の理由で引続き2月以上出席することができない者は、その理由を具し、保護者等連署で所属の学部長に願いで、その許可を得て休学することができる。病気を理由とする休学願には医師の診断書を添えなければならない。

第37条 休学は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情のある場合には、引き続き休学を許可することがある。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

第39条 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

第40条 休学期間は、在学年数に算入しない。

第44条 任意に退学しようとする者は、理由を付し、保護者等と連署で願い出なければならない。

第45条の2 次の各号の一に該当する者については、退学の措置をとるものとする。

一 第5条ただし書き、第41条第2項、第42条第2項または第42条の2第5項に定める在学年数を満了した者

二 各学部が定める一の学年から次の学年に進むための要件を満たすべき期間を満了した者

三 正当な理由がなく、各学部が定める出席基準を満たさない者

四 学業を怠り、各学部が定める必要単位数を一定期間に満たさない者

第46条 学生が本大学の規則もしくは命令に背きまたは学生の本分に反する行為があったときは、懲戒処分に付することができる。

懲戒は、訓告、停学、退学の3種とする。

第47条 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者は、懲戒による退学処分に付する。

第48条 入学、退学、休学、転部もしくは転学の許可または懲戒は、各教授会の議を経てこれを行う。懲戒による退学とすべき事由がある者については、他の事由による退学を認めないものとする。

第48条の2 不正行為により本学に入学した者については、各教授会の決定により入学を取り消すことができる。

2. 停学処分に伴う措置

- (1) 学生証の所属箇所での保管
- (2) 登校の禁止（オンライン講義を含む受講、研究活動等は禁止となる）
- (3) 課外活動および体育各部の活動の禁止
- (4) 早稲田大学の諸施設（図書館、学生会館等）の利用禁止
- (5) 停学期間中の科目登録の禁止
- (6) 学内奨学金の一部または全額返還。ただし、日本学生支援機構奨学金や民間財団等の奨学金は、日本学生支援機構や当該財団等の定めによる。
※「訓告」「退学」の場合にも、給付済の奨学金の一部または全額の返還を求めることがある。